

バリアフリー改修住宅固定資産税減額申告書

年 月 日

国見町長 様

申請者

住 所

ふりがな

氏 名

個人番号

電話番号

国見町税条例附則第 10 条の 3 第 9 項の規定により下記の通り申告します。

所在地	国見町大字					
所有者						
家屋番号		種類		床面積	一棟	居住部分
					m ²	m ²
建築年月日	年 月 日			登記年月日	年 月 日	
居住者	フリガナ 氏名					
	☐ 65 歳以上 ☐ 要介護または要支援認定を受けている方 ☐ 障がいのある方					
改修工事の内容	1. ☐ 通路または出入口の拡幅 2. ☐ 手すりの取り付け 3. ☐ 階段の勾配緩和 4. ☐ 床の段差解消 5. ☐ 浴室の改良 6. ☐ 便所の改良 7. ☐ 引き戸等への取り替え 8. ☐ 床の滑り止め化					
改修完了日	年 月 日					
バリアフリー改修工事に要した費用				うち補助金等の金額		
	円				円	
改修工事が完了した日から 3 カ月以内に申告書を提出できなかった理由						

添付書類

- ☐ 納税義務者の住民票の写し(減額申告書に個人番号を記入いただいた場合は不要)
- ☐ 住民票の写し(65 歳以上の場合)
- ☐ 介護保険被保険者証の写し(要介護認定または要支援認定を受けている方)
- ☐ 障がい者手帳またはこれに代わるものの写し(障がいのある方)
- ☐ 改修工事が行われたことを証する書類(居住安全改修工事証明書など)又は改修工事に係る明細書、工事写真、工事費用を支払ったことが確認できる領収証の 3 つ
- ☐ 補助金、介護保険給付金等の決定通知書(※該当者のみ)

【特例の概要】

令和 13 年 3 月 31 日までに一定のバリアフリー改修工事が行われ、かつ改修が完了した日から 3 ヶ月以内に国見町役場税務課に申告したものに限り、工事が完了した翌年度の固定資産税の 3 分の 1 (一戸あたり 100 平方メートル相当分)を減額するものです。

【居住者の要件(次のいずれか)】

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 介護保険において要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・ 障がいのある方

【減額の対象となる家屋要件】

- ・ 令和 13 年 3 月 31 日までの間に一定の改修工事が行われたこと。
- ・ 新築された日から 10 年以上を経過した住宅であること。
- ・ 店舗兼住宅の場合、居住部分の床面積の割合が 2 分の 1 以上であること。
- ・ バリアフリー改修後の家屋の床面積が 40 平方メートル以上 280 平方メートル以下であること。
- ・ バリアフリー改修工事に要した費用が 50 万円を超えること。(補助金は除く。)

※賃貸住宅は対象となりません。

【改修工事の要件】

- 1.通路または出入口の拡幅
- 2.手すりの取り付け
- 3.階段の勾配緩和
- 4.床の段差解消
- 5.浴室の改良
- 6.便所の改良
- 7.引き戸等への取り替え
- 8.床の滑り止め化

【他の減額措置との併用】

耐震改修に伴う減額措置との併用はできません。ただし、省エネ改修(長期優良住宅の認定を受けた家屋を除く)に伴う固定資産税の減額措置とは併用して適用を受けることができます。